

2021.3.26

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No29

前回の情報でお知らせしたように3月21日（日）に緊急事態措置が終了しました。その後、リバウンドを懸念する状況が続いていますが、引き続き、5つの柱からなる感染防止策の徹底が求められています。

このような中、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室は3月22日に「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」を、3月23日に「年度当初の研修での留意事項について」を、それぞれ都道府県や各省庁に発出し、関係団体にも周知することとされました。

今回は、この2つの通知による取組を紹介致します。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」について

緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要であることから、3月22日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の事務連絡で

「飲食店を選ぶ際のポイント」、「職場におけるコロナ感染症対策のポイント」について取りまとめた2つのリーフレットに加え、

2月4日の事務連絡にて示された、「飲食の場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」及び「職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」の2つについて、フォーマットを見直ししたものが示されました。

事務連絡とリーフレットは以下の URL から入手出来ます。

https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_shokuba_taiou_20210322.pdf

2 「年度当初の研修での留意事項について」

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、3月23日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の事務連絡で、オンラインによる研修の検討や業種別ガイドラインの遵守徹底など4項目からなる「年度当初の研修での留意事項について」と題するリーフレットが示されました。

事務連絡とリーフレットは以下の URL から入手出来ます。

(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210323.pdf)

以上です。

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398